# 99-141

### 問題文

処方せん医薬品並びに毒薬及び劇薬に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 体外診断用医薬品は、処方せん医薬品として指定される。
- 正当な理由があれば、処方せんを受けた者以外の者に対して、処方せん医薬品を販売または授与することができる。
- 3. 薬局開設者は、処方せん医薬品の販売又は授与を記録した帳簿を、最終の記載の日から3年間保存しなければならない。
- 4. 業務上劇薬を取り扱う者は、貯蔵する場所に「医薬品」及び「劇」の文字を表示しなければならない。
- 5. 毒薬は、かぎをかけた場所に他の物と区別して貯蔵しなければならない。

## 解答

2.5

# 解説

### 選択肢1ですが

体外診断用医薬品とは、疾病の診断に使用する、身体に直接使用しない医薬品のことです。具体的には、血、 尿、便などの検査試薬です。体外診断用医薬品は処方せん医薬品としては、指定されません。よって、選択肢 1 は誤りです。

選択肢 2 は、その通りの記述です。

ちなみに正当な理由とは、例えば災害時に処方せんの交付が困難だが、処方せん医薬品が必要な場合である、 等です。

#### 選択肢3ですが

帳簿の保存義務は、2年間です。(薬事法 49 条 3)3年間では、ありません。よって、選択肢 3 は誤りです。

### 選択肢 4 ですが

劇薬の貯蔵場所は、他の物と区別して陳列、貯蔵すれば OK です。「医薬品」や「劇」の文字表示の必要はありません。よって、選択肢 4 は誤りです。

選択肢 5 は、その通りの記述です。

薬局実習において、ウブレチドなどが入っている所にはカギがかかっていたのではないでしょうか。そのような記憶を思い出すと、理解しやすいと思います。

以上より、正解は 2,5 です。